

特区区分	総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	回数	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解						国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答		内閣府記載欄	内閣府整理
							担当省庁・担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件 / 代替案の内容とその妥当性・論点など	対応の但し書き	対応		
地域23	次世代型農業生産構造確立特区	土地改良事業計画の変更手続要件の緩和	1651	<p>新たな土地改良事業計画の施行に係る地域を追加するに当たり、その変更内容が、現行組合員の協議金の増加など、不利益を与えない場合は、新たな地域に属する3条資格者の同意のみで可とし、土地改良区の現行組合員の同意取得は不要とし、現行土地改良区の総(代)会における2/3以上の議決を良好とするを可能とする特例措置を提案するもの。</p> <p>なお、土地改良区が行う土地改良施設の維持管理事業費については、合併前の旧土地改良区(現在は地区運営委員会)単位で収支決算を行っており、この場合、他の地区運営委員会の組合員への費用負担は生じない。</p> <p>新たな土地改良事業計画に基づく(基盤整備が円滑に促進されることで、高齢化の進む中山間地域における営農形態の効率化が見込まれる。</p>	<p>新たな土地改良事業計画の施行に係る地域を追加するに当たり、土地改良事業計画の変更が必要となるが、軽微な変更または特に軽微な地域を追加を除き、土地改良区の現行地域内の組合員(3条資格者)の同意並びに新たな土地改良事業の施行地域内の3条資格者の同意を得る必要がある。</p> <p>合併等により土地改良区は規模拡大しており、施行地域の追加等によって、負担金の影響等を受けない集落もあることから、同意徴収の必要性について地域が混乱した経緯がある。</p> <p>今後、土地改良区の施行地域の追加等を計画しているが、土地改良事業計画の重要変更(土地改良法施行規則第3条第2)に該当することから、度重なる手続きから、同様の混乱を招く恐れがあり、事業を円滑に実施する上での障害となっている。</p>	1回目	農林水産省農村振興局土地改良企画課	土地改良法第8条3項	C			<p>土地改良事業の施行地域を追加しようとする場合、現行の土地改良事業計画の軽微な変更(変更前の面積の1割以下の追加等)であれば、現行法令で対応が可能である。</p> <p>ご提案の背景にある、水利施設の維持管理等を行う150haの土地改良区に新たに170haを追加して事業を実施しようとする場合には、現行土地改良区の事業内容や組合の運営に影響を与えることから、軽微な変更ではなく、組合員の同意徴収手続は省略できないが、その追加によって150haの土地改良区の組合員に影響がないならば、追加しようとする地域において新たな土地改良区を設立するという対応が可能である。</p>	a	<p>農林水産省の見解について了解。今後の調整等において、新たな課題が出てきた際に、改めて協議させていただきたい。</p>	<p>自治体の要望は実現可能となったため協議終了。農林水産省は、本件について自治体から新たな課題が出された際は協議に応じること。</p>	
				2回目												
地域23	次世代型農業生産構造確立特区	換地計画を定める際の権利者要件の緩和	1652	<p>土地改良法に基づく換地計画を定めるには、土地改良法第52条第6項の規定に基づき、権利者の2/3以上が出席し、2/3以上で議決しなければならないとされている。この場合の権利者とは「法第5条第7項に掲げる権利(所有権、地上権等)を有するすべての者」であり、所有権が共有であった場合には共有者の全てが権利者となり、その全ての共有者に1人1票の議決権が与えられることとなっている。この規定に関し、所有権が共有である場合において、1筆の土地につき議決権を所有権者のうち1名に与えることを可能とする特例措置を提案するもの。</p> <p>土地区画整理法では、宅地の共有者等の取扱いについて、1の宅地につき1人とみなしている。具体的には土地区画整理事業の場合には、「土地区画整理法」第30条第2項において、「一の所有者又は借地権者」とみなされる者は、それぞれうちから代表者一人を選任し、その者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない」とされており、その代表者のみに権限を与えている。また、同法第130条第5項では、「第2項による通知がないときは、施行者がこの法律に基づき(命令、基準、規約、定款若しくは施行規程の規定により)第1項本文に掲げる者に対してする行為は、これらの者のうちいずれか一人に対してすることをもち足りる。」と定めている。</p> <p>なお、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」にも同様のスキームがある。</p> <p>相続未登記の土地を含む換地計画の作成に係る合意取得が速やかに行われることで基盤整備が進み、耕作放棄地の解消と地域に残る農業の担い手への農地集積の促進が見込まれる。</p>	<p>土地改良法は「耕作者主義」として、「耕作者」に事業申請等の権利が与えられており、「耕作者」の同意があれば、事業申請はもとより、工事の実施も可能である。</p> <p>しかしながら、換地処分を行う際は、「耕作者も含めた土地改良法3条7項に掲げる権利者」が対象となるため、相続未登記の農地を含まれていると、権利者が多数で、換地計画の権利者会議が開けない等の問題が生じる。</p> <p>相続未登記の農地への対応は、相続人の特定作業や、県外や海外の共有者との調整に長期間を要していることから、事業計画の策定や合意形成を進めていく上でのボトルネックとなっている。</p>	1回目	農林水産省農村振興局土地改良企画課	土地改良法第52条第6項	C			<p>ご提案の特例措置は、相続未登記の農地に多数の相続人が存在して、その中行方不明者が存在することにより、権利者会議の定足数(権利者の2/3以上の出席)を満たさなくなるとの懸念からのものと考えられる。</p> <p>この場合、書面又は代理人をもって議決権を行使すること(土地改良法第52条第7項で準用する同法第31条第2項)等が可能であることから、現行制度において対応が可能である。</p> <p>なお、土地改良法においては、関係権利者の財産権に与える影響を考慮して、権利者全員が直接権利者会議に出席して意見表示ができるよう措置している。</p>	a	<p>農林水産省の見解について了解。今後の調整等において、新たな課題が出てきた際に、改めて協議させていただきたい。</p>	<p>自治体の要望は実現可能となったため協議終了。農林水産省は、本件について自治体から新たな課題が出された際は協議に応じること。</p>	
				2回目												